

議 案 第 7 号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

職員のサービスの宣誓に関する条例及び松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における押印等を見直すことにより、市民等の負担を軽減し、利便性の向上を図るため。

職員の服務の宣誓に関する条例及び松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「宣誓書に署名し」を「宣誓書を提出し」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別紙中「印」を削る。

(松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 松戸市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年松戸市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9条第5項中「の各号」を削り、「記載し提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。